明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔官庁報告〕
官庁事項
大保ダム関係鉱区禁止地域指定請求（公害等調整委員会公示二）　一
水防活動用洪水予報及び警報の開始について（気象庁）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人水資源機構武蔵水路改築工事開始、独立行政法人都市再生機構関係　五
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　五
会社その他
会社決算公告　五

官庁報告

官庁事項

公害等調整委員会公示第二号

大保ダム関係鉱区禁止地域指定請求

鉱区禁止地域の指定の請求があったから、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第二十二条第二項及び鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）第七条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十一年九月三日

公害等調整委員会委員長　大内　捷司

一　請求者名　国土交通大臣

二　地域の所在地　沖縄県国頭郡大宜味村字田港、字押川、字根路銘、字大宜味、字饒波及び同郡東村字平良地内

三　鉱物の名称　鉱業法（昭和二五年法律第二八九号）第三条に規定する鉱物全部

四　地域の境界の表示　第二項記載の地内の次の各境界点を番号順に結ぶ直線及び境界点第一八号と第一号とを結ぶ直線

境界点の番号	位置 X座標(+)メートル	位置 Y座標(+)メートル	備考
1	七一、八六七	六三、九二九	表示の座標は、測量法（昭和二四年法律第一八八号）に基づく平面直角座標系による。
2	七二、二三六	六四、二三〇	
3	七二、四六八	六四、六二二	
4	七二、三九九	六五、〇〇三	
5	七二、七六九	六五、二九三	
6	七三、四五三	六五、九四八	
7	七三、九〇八	六六、〇〇四	
8	七四、〇三九	六六、四三二	
9	七三、三八九	六六、四七一	
10	七二、三五二	六六、〇四八	
11	七一、九八四	六六、〇四〇	
12	七一、六三四	六六、八九二	
13	七一、一八五	六六、八九五	